

令和5年度（2023年度）

私費外国人留学生奨学生募集について

平素は当財団に対し格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
標記の件、別添の当財団「奨学金支給規程」に則り、令和5年度（2023年度）の奨学生募集を行いますので、下記の事項にご留意の上、所定の様式をご利用いただき、令和4年12月25日までにご推薦願います。

なお、貴大学のご推薦のもとに、当財団「選考審査委員会」に諮った上、令和5年2月末頃までに採用者の内定を行う予定です。

記

1. 学内の選考に当たりましては書類によるほか、是非とも面接を行っていただき留学生活上経済支援を必要とし、人物、学業とも優秀な学生のご推薦をお願いいたします。
2. ご推薦は1名とさせていただきます。
3. 奨学生募集の要約（詳細は「奨学金支給規程」をご参照ください）
 - (1) 応募資格
 - ① アジア諸国の出身者であること。
 - ② 令和4年11月1日現在大学院に在学中、または令和5年4月1日に大学院に入学決定の外国人留学生で、留学生活上経済的援助を必要とすると認められ、学業成績が優秀な者。
 - ③ 医学、薬学、化学等の勉学、研究のため留学中の者。
 - ④ 日本語でのコミュニケーションがとれる者。
 - ⑤ 他から奨学金支給を受けていない者。
 - (2) 提出書類
 - ① 奨学金支給規程 第6条(1)～(4)の申請書類
 - ② 調査票及び研究報告書

注) 申請書、調査票、研究報告書は、必ず手書きで記載すること。
 - (3) 選考審査
書類選考：1月下旬、 面接選考：2月上旬
 - (4) 奨学金
 - ① 支給額 月額10万円
 - ② 支給期間 令和5年4月～令和7年3月（2年間）

お問合せ先 公益財団法人岩城留学生奨学会 事務局長 河原佳子
〒103-8403 東京都中央区日本橋本町4丁目8番2号
(アステナホールディングス株式会社内)
TEL：03-6627-0234 FAX：03-6627-0244
E-mail：kawah-y@iwakizaidan.org

以上

公益財団法人 岩城留学生奨学会 設立の経緯

戦後幾多の困難期を経て我が国は、諸方面に目覚ましい発展を遂げておりますが、今後さらに重要なことは、国際社会においてますます相互に理解を深め、友好の中にともどもの発展を図ることと思います。

特に近接しているアジア諸国と今後一層の理解を深めるために、文化教育の交流は、極めて重要であると信じます。

この中でも科学技術の進展、とりわけ医学、薬学、有機化学の研究の推進がアジア地域における課題の一つであります。我が国はかつて欧米諸国から多くの知識技能を学び、今日では国際社会のリーダーと呼ばれるまでに発展することができました。

これからは、アジア地域諸国に対し日本の知識技能を供与することが、我が国の重要な役割であると思います。

これら諸国よりの留学生に対する奨学援助は、従来も政府においては力強い財政的支援を行っておりますが、民間においてもさらにきめ細かな援助を行い、ささやかながらこれら諸国との友好親善に寄与いたしたいことが、永年の懸案でありました。父祖より継承いたしております会社が、昭和59年に創業70周年を迎えましたので、これを記念して本財団の設立を企画いたしました所、幸いに昭和60年3月11日付けで文部大臣（現在、文部科学大臣）より財団法人岩城留学生奨学会の設立を許可されましたので、毎年奨学生募集をすることになった次第であります。

なお、平成20年12月1日に施行された新公益法人制度改革に伴い、内閣府より公益財団法人への移行認定を受け、「公益財団法人岩城留学生奨学会」として平成22年11月1日に移行登記致しました。